

## 臨時的任用職員の登録者を募集

臨時的任用職員の登録者を募集します。

臨時的任用職員として任用を希望される方を申し込みにより登録し、任用の必要が生じた場合に、登録している方の中から、選考（面接など）を行い任用を決定します。

※登録することが任用決定ではありません。

### 臨時的任用職員

繁忙期や緊急の場合、臨時に設置される業務などに関して6か月を超えない期間で任用。

6か月を超えない期間で1回更新することがあります。

### 【対象】

65歳まで

### 【登録方法】

登録申込書（職員課に備え付け。市ホームページからダウンロード可。顔写真を添付）に必要事項を記入して、同課へ郵送または持参。

### 【登録受付期間】

3月2日（月）～3月31日（火）

※受付期間終了後も随時受け付け。

### 【登録有効期間】

2年間

▶詳しくは、職員課（☎66・1043）へ。

## おもちゃ図書館の機能を子育て交流施設へ

毎週日曜日に西乳児保育所内に開設している「おもちゃ図書館」を3月22日（日）で閉館し、総合文化会館横に整備している「子育て交流施設」にその機能を移管します。今後は、子育て交流施設の中で、休館日（毎週木曜日）を除き、木のおもちゃに触れて遊べるようになる予定です。

▶詳しくは、子ども支援課（☎66・1008）へ。

※子育て交流施設の詳細は、広報まいつる4月号でお知らせします。



▲建設中の子育て交流施設（2月12日撮影）

## 引っ越しの季節 必要な手続きをお忘れなく

### ◆転出届

転出予定日の14日前から市民課、西支所市民・年金係、加佐分室で受け付け。郵送による届け出もできます。

### ◆転入届

転入から14日以内に前住所の市区町村役場が発行する転出証明書を持って市民課か西支所市民・年金係、加佐分室に届け出を。郵送による届け出はできません。いずれも本人確認のため、運転免許証などの身分証明書が必要。本人が窓口に来ることができない場合は、代理人による届け出ができます（委任状と代理人の身分証明書が必要）。

### ◆その他の届け出

国民健康保険や福祉医療、上下水道の使用開始・休止などの手続きが必要な場合があります。右表の窓口で手続き・相談を。

※転出・転入手続きの情報は市ホームページにも掲載

※そのほか電話などの手続きもお忘れなく

手続きの内容	窓口	
転出・転入の届け出	市民課（☎66・1001） 西支所市民・年金係（☎77・2252） 加佐分室（☎83・0014）	
国民年金	市民相談課（☎66・1004） 西支所市民・年金係（☎77・2257）	
国民健康保険	保険医療課（☎66・1003） 西支所保健福祉係（☎77・2253）	
後期高齢者医療、福祉医療（老人・障害者・ひとり親家庭・子育て支援）	保険医療課（☎66・1075） 西支所保健福祉係（☎77・2253）	
介護保険	高齢者支援課（☎66・1013） 西支所保健福祉係（☎77・2253）	
障害者手帳	18歳以上	障害福祉課（☎66・1033、FAX 62・7957） 西支所保健福祉係（☎77・2253、FAX 77・1800）
	18歳未満	子ども支援課（☎66・1094、FAX 62・7957） 西支所保健福祉係（☎77・2253、FAX 77・1800）
児童手当、（特別）児童扶養手当	子ども支援課（☎66・1094） 西支所保健福祉係（☎77・2253）	
ごみ・し尿の収集、犬の登録変更	生活環境課（☎66・1005）	
上下水道の使用開始・休止	水道部業務課（☎62・1632） 西支所水道係（☎75・2259） 下水道総務課（☎66・1028）	
バイク（125cc以下）の登録変更	税務課（☎66・1026） 西支所税務・納税係（☎77・2256）	
小・中学校の転校	学校教育課（☎66・1072）	

## 戦争中の資料を探しています

郷土資料館では、今年、戦後70年の節目を迎えるにあたり、戦中から戦後（1930年代初め～1950年頃）にかけての「暮らし」をテーマとした企画展の開催を予定しており、次のような資料を探しています。

資料をお持ちの人は、社会教育課までご連絡ください。

### 【探している資料】

◆日常生活用品（身の回りのもの。特に玩具や代用品など）

◆衣類（普段着。特に子ども用のもの）

◆学童疎開関係資料（当時の作文・日記）

◆教科書・雑誌・ポスター

◆戦地と家族の間でやりとりされた手紙・写真 など

▶詳しくは、社会教育課（☎66・1073）へ。



▲戦時中の教科書



▲日の丸寄せ書き



▲軍事郵便



▲代用品（陶製湯たんぼ）